

山形県子育て基本条例の改正について

1 趣旨

山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号。以下「条例」という。）は、少子化対策を推進し、行政や県民、事業者等が総ぐるみとなり、子育て当事者を支援することにより、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現するために制定されました。

こうした中、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して制定されたこども基本法（令和4年法律第77号）が、令和5年4月1日に施行されました。

また、本県における児童虐待認定件数は近年高止まりしているなど、こどもや子育てを取り巻く社会環境は多様化及び複雑化しております。

そこで、こどもの意見の尊重に関する規定やこどもへの虐待等の健やかな成長を阻害する行為の防止等に関する規定の追加など、こども基本法の趣旨を踏まえ、所要の条文の加筆及び修正を行い、「こどもが笑顔の山形県」、「子育てするなら山形県」の実現に向けた取組を推進するため、改正を行うものです。

2 改正の内容

（1）条例名の改正

改正趣旨を踏まえ、「山形県こども・子育て基本条例」に改正します。

（2）前文への改正趣旨の追記（前文）

こどもや子育てを取り巻く環境の変化や、こどもが健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができるよう、社会全体でこどもの成長を支える取組を推進するという理念を追記します。

（3）条例目的への改正趣旨の追記（第1条）

前文への追記と同様に、こどもが健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができる社会の実現を目指す旨を追記します。

（4）「子育て支援及び少子化対策」の定義に関する規定の見直し（第2条第1項）

将来自立したおとなとなることができるよう、社会全体でこどもの成長を支える取組を行うことを明示するため、「子育て支援及び少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」とし、その定義を見直します。併せて、条例内の表記を修正します。

（5）「こども」の定義に関する規定の追加（第2条第2項）

民法上の成人年齢である18歳といった一定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、こども基本法と同様に、心身の発達の過程にある者を、「こども」と定義します。併せて、条例内の表記を修正します。

（6）基本理念へのこどもの権利の尊重に関する規定の改正（第3条第1項第1号）

こども基本法の規定を踏まえ、こどもの権利を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する旨を追記します。

（7）計画の諮問先となる協議会名の修正（第8条第2項）

計画の諮問先となる「子育てするなら山形県推進協議会」の名称変更に伴い、協議会名を修正します。

（8）こどもの意見の反映に関する規定の追加（第12条）

こども基本法の規定を踏まえ、県は、こどもが意見を表明することができ、かつ、その意見をこども・子育て支援及び少子化対策に反映させるために必要な措置を講じることとします。

（9）こどもや子育て当事者の居場所づくりに関する規定の追記（第17条）

安心して生活を送ることができる環境の整備に関して、県は、こどもや子育て当事者のための多様な居場所づくりへの支援を行う旨を追記します。

（10）こどもへの虐待等の健やかな成長を阻害する行為の防止等に関する規定の追加（第19条）

県は、虐待等こどもの健やかな成長を阻害する行為を防止するとともに、貧困その他の社会生活を送る上での困難を有するこどもが健やかに成長できるよう、虐待等の防止に関する県民の理解を深めるための情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講じることとします。

3 施行期日

公布の日